

官報

第74号

官報 (号外)

1 昭和25年6月30日 金曜日

目次	頁
省令	一頁
○植物防疫法施行規則	一頁
○昭和二十五年国勢調査施行心得	二三

省令

●農林省令第七十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)に基づき、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

昭和二十五年六月三十日

農林大臣 広川 弘禪

植物防疫法施行規則

目次

第一章 総則(第一條—第五條)	
第二章 輸入植物の検査(第六條—第二十二條)	
第三章 輸出植物の検査(第二十三條—第三十一條)	
附則	

第一章 総則

(公聴会)

第一條 農林大臣は、植物防疫法(以下「法」という。)第七條第四項(法第十一條第二項、法第十三條第七項、又は法第十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開こうとするときは、少くともその十日前までに、場所及び意見を聞こうとする事項を公示しなければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者(以下「公聴人」という。)は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林大臣に提出しなければならない。

(農林省)

第二條 法第二十三條第一項の規定により不服の申立をしようとする者(以下「申立人」という。)は、申立事項、申立人の住所、職業及び氏名を記載した書面に署名押印して農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、前項の書面を受領したときは、少くとも十日前までに、公聴会を開く日時及び場所並びに聴聞を行うおとする事項を新聞、ラジオ又は掲示によつて公示するとともに、その旨を申立人に通知しなければならない。

第三條 公聴会又は聴聞会は、農林大臣の指名する者が議長として主宰する。

(議長職務等)

第四條 議長は、公聴人又は申立人が多いときは、各種の意見を代表する者に発言させなければならない。

2 議長は、農林省の官吏のうちから説明者を指名しなければならない。

3 議長は、公聴人、申立人又は説明者の発言時間の範囲を制限し、又はその発言が当該事項の範囲をこえた者の発言を制止することができる。

4 議長は、必要があるとき認めるときは、公聴会又は聴聞会を延期し、又は執行することができる。この場合には、次の日時及び場所を指定して出席者にこれを通知しなければならない。

(植物防疫官及び植物防疫員の証票) 第五條 法第五條第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式の通りとする。

第二章 輸入植物の検査

(輸入場所の指定)

第六條 法第六條第二項の港及び飛行場の次の通り定める。

一 港 小樽、函館、東京、横浜、横須賀、清水、名古屋、四日市、敦賀、舞鶴、大阪、神戸、広島、下関、門司、福岡、佐世保、長崎、鹿児島

二 飛行場 羽田

(禁止品の輸入許可)

第七條 法第七條第一項但書の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する動物防疫所を経由して農林大臣に申請書(第一号様式)を提出しなければならない。

2 農林大臣は、法第七條第一項但書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、許可したことを証する書面(第三号様式)を一欄当り二通ずつ交付するものとする。

3 前項の書面の交付を受けた者は、これを発送人に交付し、当該禁止品に添付して発送させなければならない。

第八條 法第七條第三項の規定によつて附する条件は、通常左の事項とする。

一 動物防疫所所長として輸入すること及びその他輸送又は荷造の方法に関する事項。

二 輸入した禁止品の容器包装の輸入許可に関する事項。

三 輸入した禁止品の管理若しくは隔離の場所及び期間又は管理の方法に関する事項。

四 輸入した禁止品の管理又は隔離の責任者に関する事項。

五 当該禁止品の譲渡その他の処分制限又は禁止に関する事項。

六 隔離した当該植物に有害動物又は有害植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関する事項。

七 前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該禁止品及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。

2 農林大臣は、法第七條第一項但書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、且つ、やむを得ないものと認められるときは、法第七條第三項の規定により附した条件を変更することがある。変更したときは、動物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(禁止地域及び禁止植物) 第九條 法第七條第一項第一号の地域及び植物を別表の通り定める。

(輸入検査の申請) 第十條 植物又は禁止品を輸入しようとする者は、法第八條第一項但書の条件を除き、その植物又は禁止品を積載した船舶(航空機の入港(着陸後、運搬なく、植物防疫官に検査申請書(第四号様式)を提出しなければならない。

(検査の場所及び期日) 第十一條 植物防疫官は、前條の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をおらかじめ通知しなければならない。

(検査品の運搬等) 第十二條 植物又は禁止品を輸入した者は、法第八條第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物又は禁止品及びその容器包装につき運搬、荷解、荷造その他の措置をしなければならない。

(処分を行う場所) 第十三條 法第四條第二項又は法第九條第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は容器包装を検査した場所又は動物防疫所で行なわなければならない。但し、大量の貨物であつてこ

これらの場所で行うことができないときは、他の動物防疫所その他適当な消毒施設又は焚却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

(省令で定める種苗) 第十四條 法第八條第七項の種苗を次のように定める。但し、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根

二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根

三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木

(隔離栽培) 第十五條 植物防疫官は、法第八條第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して(郵便物の場合にあつては当該種苗を郵便局より受領して)当該種苗を輸入した者(郵便物の名宛人を含む。以下同じ。)に対し文書(第五号様式)で左の事項を通知すると共に、期限を附して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所(位置及び附近の状況)及び管理責任者について回答を求めなければならない。

一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所へ栽培しなければならないこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗(その生産物を含む。以下本條及び第十七條第二項において同じ。)を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に有害動物若しくは有害植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六條 植物防疫官は、前條の回答により法第八條第七項の隔離栽培を命ずることができると認めるときは、当該種苗を輸入した者に對し、当該種苗に隔離栽培命令書(第六号様式)を添えて送付しなければならない。

第十七條 植物防疫官は、第十五條の回答により法第八條第七項の隔離栽培を自ら実施することが適當であると認めるときは、当該種苗を動植物検疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

第十八條 植物防疫官は、第十五條の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

(證明書の交付)
第十九條 法第九條第四項の証明は、別記第七号様式の証明、証票又は証明書とする。但し、法第八條第一項の規定によつて農林大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがある植物及びその容器包装については、輸入認可証(第八号様式)を押印し、若しくは添付し、又はその所有者又は管理者に交付するものとする。

第二十條 法第四條第二項又は法第九條第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

(処分後の通知)
第二十一條 植物防疫官は、法第九條第一項から第三項までの規定により、植物又は禁止品及び容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者(郵便物の場合にあつてはその名宛人)に對してその旨を通知し、且つ、これらの者の要求があつたときは、證明書(第九号様式)を交付しなければならない。

第二十二條 植物防疫官は、法第九條第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書(第十号様式)を交付しなければならない。

(廢棄又は消毒命令書)
第二十三條 植物防疫官は、法第九條第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廢棄又は消毒命令書(第十号様式)を交付しなければならない。

第二十四條 植物防疫官は、法第九條第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廢棄又は消毒命令書(第十号様式)を交付しなければならない。

(栽培地検査の申請)
第二十五條 法第十條第三項の植物の栽培地検査を受けようとする者は、左に掲げる期日までに検査申請書(第十二号様式)を植物防疫官に提出しなければならない。

一 輸入園がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物(てつぼうゆり、やまゆり、かのこゆり及びチューリップを除く)については、検査を受けようとする期日の三十日前

二 てつぼうゆり、やまゆり及びかのこゆりについては五月三十一日(九州においては四月三十日)

三 チューリップについては四月十五日

二 前項の申請をした者は、当該栽培地の見易い場所に別記第十三号様式の標札を立て、且つ、検査の際これに立ち会わなければならない。

(輸出検査の申請)
第二十六條 法第十條第一項の植物及びその容器包装を輸出しようとする者は、輸出の十日前までに(当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けようとする場合にあつては輸出の三十日前までに)植物防疫官に検査申請書(第十四号様式)を提出しなければならない。

第三 鹿兒島縣産のゆりを輸出しようとする者は、第一項の申請書に前項の事項の外、その生産地を区域とする農業協同組合の選別検査を受け、これに合格した旨を附記しなければならない。

4 野生のやまゆり又はかのこゆり(鹿兒島縣産のゆりを除く)を輸出しようとする者は、植物防疫官又はその原産地の市町村長の発行した野生である旨の證明書(第十六号様式)を第一項の申請書に添付しなければならない。

第二十七條 法第十條第三項の栽培地検査を受ける植物につき同條第一項の検査を受けようとする者は、当該植物の容器包装に第三十條第二項の規定により交付を受けた合格證明書を添付し、おかなければならない。

2 鹿兒島縣産のゆりにつき法第十條第一項の検査を受けようとする者は、前項の合格證明書の外、当該ゆりの生産地を区域とする農業協同組合の発行する選別検査證明書(第十七号様式)を当該容器包装に添付し、おかなければならない。

(検査の場所)
第二十八條 法第十條第一項の検査は、動植物検疫所で行う。但し、当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、且つ、不台格品の補充の便宜等のため必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

2 輸出植物の包装材料として使用する土につき法第十條第一項の検査は、前項の規定にかかわらずその採取地又はその調製場所で行う。

(検査の期日)
第二十九條 植物防疫官は、第二十四條第一項又は第二十五條第一項の規定により検査を申請した者に對し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)
第三十條 第二十五條第一項の規定による検査を申請した者には、第十二條の規定を適用する。

(合格證明書の交付)
第三十一條 植物防疫官は、法第十條第一項の規定による検査の結果、当該植物及びその容器包装を合格としたときは、当該植物及びその容器包装に合格証明(第十八号様式)を押印し、又は当該申請者に合格證明書(第十八号様式)を交付しなければならない。但し、輸入園において特別の要求があるときは、その要求に應ずる證明書を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第十條第三項の規定による検査の結果、当該植物を合格としたときは、第二十四條第二項の標札に証明(第十九号様式)を押印し、且つ、当該申請者に對し合格證明書(第十九号様式)を交付しなければならない。

3 植物防疫官は、第二十五條第一項但書の申請に係る包装材料が輸入国の要求に該當していると認めて合格としたときは、当該申請者に對し合格證明書(第二十号様式)を交付しなければならない。

(合格証明書の取消)
第三十二條 植物防疫官は、法第十條第四項の規定による再検査の結果、当該植物又はその容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつてると認めるときは、合格証明を取り消し、且つ、前條第一項の規定によりした押印を抹消し、又は交付した合格證明書の返還を命じなければならない。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

(表画)

--

(裏面)

第 号 年 月 日交付

植物防疫員

農 林
省 印

氏 名

植物防疫法抜萃

第三條

2 第三章又は第四章の規定により植物防疫官が行う検査又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。

第五條 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前條第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

添付書類

禁止品輸入許可申請書
下記の通り-----を輸入したいので許可願いたく-----動植物検査所を経由して申請いたします。

住 所
農 林 省 農 業 課 氏

名 ③

年 月 日 農 林 大 臣 殿

※普通名称及び学名	
※数量及び単位	
※採取地又は産地	
輸送の方法及び経路 (郵便物の場合は免落地)	
輸入の際送附する動植物検査所名	
輸入の目的	
※発送人の住所・職業・氏名	
※荷受人の住所・職業・氏名	
輸入の予定年月日	
輸送中の包装状態	
輸入後の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処理方法	
輸入後の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

註 ※印の欄には、英文を併記すること。

なお、この件について一ヶ月一日までに御回答のない場合は、植物防疫法施行規則第十八條の規定によつて廃棄するから左様御承知願いたい。

植物の種類及び数量
発送人住所氏名

荷受人(名宛人)住所氏名

(一) 局 到着月日又は植物防疫官検査月日

(参考)

隔離栽培の方法

イ 右の(一)は、(一)等の植物から(一)米以上離れた土地又は隣接若しくは硝子室内において(一)月(一)日まで(一)箇月間、隔離栽培すること。

ロ 隔離栽培の責任者を定めること。

ハ 隔離栽培の期間中に当該植物に病虫又は害虫が発生した場合は、遅滞なくその旨を植物防疫官に通知すること。

ニ 隔離栽培の期間中、「イ」の場所から当該植物に移動してはならないこと。

ホ 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行うこと。

植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行うこと。

年 月 日

住所

氏名

(一) 動物防疫所(一)川(張所) 植物防疫官 氏 名

(一)年(一)月(一)日隔離第一(一)号の通知書に記載された隔離栽培の方法に従つて次のように栽培するから当該植物を添付されたい。

(1) 栽培地 府 市 町 村 番地 硝子室 ほか

(2) 栽培地及びその環境は、裏面略図の通り。同地は、(一)等の植物から(一)米以上離れた土地(硝子室)です。

(3) 管理責任者氏名

(4) 隔離すべき期間 (一) 月 (一) 日まで(一)中(一)は、当該植物を(一)の場所から移動しません。

(5) 隔離期間中、当該植物に病虫又は害虫が発生した場合は、遅滞なく、その旨を報告いたします。

(6) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行います。

第六号様式

隔離栽培命令書

(一) 動物防疫所(一)川(張所)

植物防疫官 氏 名

植物防疫法第八條第七項並びに同法施行規則第十六條の規定により左記の植物を(一)の條件に従つて隔離栽培することを命ずる。

植物の種類及び数量

隔離栽培の条件

1. (一) 郡(一)町(一)番地(一)に植え付けること。

2. 当該栽培地の周囲(一)米以内の地に(一)月までの(一)箇月間(一)等の植物を栽培しないこと。

3. 隔離する期間は、(一)月(一)日までの(一)箇月間とすること。

4. 管理の責任者は、(一)とすること。(氏名)

5. 栽培中有害動物又は有害植物(病虫害虫その他の有害な動植物)が発生した場合は、遅滞なく、その旨を通知すること。

6. 植物防疫官の承諾あるまで当該植物を前記栽培地から移動しないこと。

7. 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を遅滞なく行うこと。

第七号様式

(1)



備考

(一) (一)の所には動物防疫所(出張所)の名称を記入すること

(2) 数字は、検査年月日を表わすものとする

(2)

年 月 日

(一) 動物防疫所(一)川(張所)

植物防疫官 氏 名

種類

数量

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

年月日

検査

第八号様式

(イ)



備考

- (1)-----の所には動植物検疫所(出張所)の名称を記入すること
(2)数字は、検査年月日を表わすものとする

(ロ)

年 月 日	植物輸入認可証票
-----動植物検疫所(-----出張所)	植物防疫官 氏 名 ⑨
種類・名称	
数量・数量	

植物輸入認可証明書

-----動植物検疫所(-----出張所)

植物防疫官 氏 名 ⑨

下記-----は、植物防疫法による輸入検査を終了し、-----輸入認可したことを証明する。

- 積載部(機)名
種類・名称
輸送方法の区別
数量・数量
検査年月日
発送人住所氏名
荷受人住所氏名
植物防疫法第7条但書の規定による輸入許可品又は同法第8条第7項の規定による隔離栽培をすべきものの場合は、輸入後の管理責任者の氏名及び管理の場所

第九号様式

第 号

年 月 日 出 分 証 明 書

-----動植物検疫所(-----出張所)

植物防疫官 氏 名 ⑨

-----般

下記の植物を植物防疫法第-----条の規定により処分したことを証明する。

- 積載部(機)名
種類・名称
輸送方法の区別
数量・数量
発送人住所氏名
荷受人住所氏名
処分年月日
処分理由
処分方法

第十号様式

年 月 日 受 領 証

-----動植物検疫所(-----出張所)

植物防疫官 氏 名 ⑨

-----郵便局等中
下記の植物を植物防疫法第-----条の規定により-----するため受領したことを証明する。

- 種類・名称
数量・数量
発出人住所氏名
名宛人住所氏名

第十一号様式

(通称) 命 令 書

-----動植物検疫所(-----出張所)

植物防疫官 氏 名 ⑨

植物防疫法第-----条第-----項の規定により左記の通り(廃棄)することを命ずる。

- 一 (廃棄) すべきものの品名、数量
二 (廃棄) すべきものの所在地及び発送人若しくは荷受人住所氏名
三 (廃棄) を実施すべき期日又は期間
四 (廃棄) の場所
五 (廃棄) 方法の種類
六 (廃棄) 方法の詳細

第十回検査

栽培(生育)地検査申請書
下記-----の栽培地検査を申請いたします。

住所
職業氏

名 ⑥

-----年 月 日
-----動物植物検査所(-----出張所)植物防疫官殿

種類・名称	栽培地の所在地	栽培地番号	作付面積	栽培株数	採取期	販出又は輸出見込株数	備 考

- 注
1. 備考欄には、自作又は依頼栽培の別を記入すること。
2. 栽培地の位置を申請書の裏面に図示すること。

第十回検査

30 欄

氏名	住所	栽培者	種類別数量	面積	栽培地番号	販出-----栽培地標記
----	----	-----	-------	----	-------	--------------

----- 1 米

備考 標記は、木製であること

第十回検査

植物等輸出検査申請書
下記の通り輸出したいので検査を申請いたします。

住所
職業氏

名 ⑥

-----年 月 日
-----動物植物検査所(-----出張所)植物防疫官殿

※積載船(機)名	
※記号及び番号	
積 載 月 日	
積 載 港 名	
陸 揚 港 名	
陸揚予定月日	
※荷運入住所氏名	
※荷受人住所氏名	
容 器 包 装 の 種 類	
輸入国政府の輸入許可年月日及び番号	
※種類・名称	細 数 数 量 価 額 産 地 生産者住所氏名
(計)	

備考

- 注 1. 価額は、輸出時の価額を記入すること。
2. 栽培地検査合格証明書、ゆり運別検査証明書、野生ゆり原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
3. ※印の欄には、欧文を併記すること。

第十回検査

輸出植物包装材料検査申請書
下記の-----を輸出包装材料として使用したいので検査を申請いたします。

住所
職業氏

名 ⑥

-----年 月 日
-----動物植物検査所(-----出張所)植物防疫官殿

包 装 材 料 名	
数 量	
採取予定月日及び場所	
調製又は消毒予定月日並びに場所	
調整又は消毒の方法	
包装しようとする植物の種類	
備 考	

第十七号様式

野生ゆり原産地証明書

下記のゆりは-----県-----市-----町の野生ゆりを採取したものであることを証明する。

年 月 日
住 所
官公職氏名

ゆりの種類及び品種 採取年 月 日 採取人又は荷役人住所氏名 荷受人住所氏名	
---	--

第十八号様式

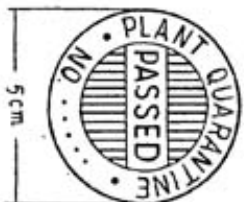
ゆり選別検査証明書

年 月 日
住 所
組 合 名
代表者氏名
電話
下記は、鹿児島県-----市-----町のゆりを採取し、病害虫被害球の選別除去を終えたものであることを証明する。

品 種	種 類
細 数 及 び 数 量	
選 別 年 月 日	

第十九号様式

(イ)



備考
-----の所には、動植物検疫所の検査合格証印の番号を記入すること。

(ロ)

(表)

JAPANESE GOVERNMENT PLANT QUARANTINE SERVICE
CERTIFICATE TAG OF INSPECTION OF EXPORTING PLANTS

No. Date Issued:

This is to certify that the plants and their packing materials included in this shipment described below were thoroughly inspected by _____, an official of the plant quarantine service, on _____ 19 _____, and were found to the best of his knowledge to be healthy and free from dangerous insects and plant diseases.

(Signature)

Plant Quarantine Official,
Animal and Plant
Quarantine Station

(裏)

DESCRIPTION AND INFORMATION
CONCERNING THE PLANT

Number and Description of Packages in consignment: _____
Nature and Quantity of plant: _____
Locality where grown: _____
Name and Address of Exporter: _____
Name and Address of Consignee: _____

JAPANESE GOVERNMENT
PLANT QUARANTINE SERVICE

CERTIFICATE OF INSPECTION OF EXPORTING PLANTS

This is to certify that the plants included in this shipment, described below, were thoroughly inspected by _____, a duly authorized official of the plant quarantine service, on _____, and were found to the best of his knowledge, to be free from dangerous insects and plant diseases. This is, further, to certify that the said plants and their packing materials have been found to conform with the requirements of the regulations relating to the plant quarantine service of your country.

Date of Issue: _____
Nature and Quantity of Plant: _____
Number of Packages: _____
Locality where grown: _____
Name of Vessel (Airplane): _____
Date of Shipment: _____
Name and Address of Exporter: _____
Name and Address of Consignee: _____
Number of Permit: _____

(Signature)



Plant Quarantine Official,

Animal and Plant Quarantine Station

輸出植物検疫証明書

(一)

左の植物は、 年 月 日検査の結果、有害動物又は有害植物が附着せず、且つ、貴国の植物検疫規定に該当している事を証明する。

年 月 日

日本国

―――動植物検疫所(―――出張所)

植物防疫官 氏 名 印

種類
個数及び数量
生産地
積載船(機)名
積載年月日
積載地名
仕向地
荷送人住所氏名
荷受人住所氏名

B

Japanische Regierung
Pflanzenschutzdienst

Nr. _____

ZEUGNIS ÜBER DIE UNTERSUCHUNG VON EXPORTPFLANZEN

Hiermit wird bescheinigt, dass die unten aufgeführten Pflanzen am _____
(Datum)
von _____, einem amtlich autorisierten Beamten des Pflanzenschutzdienstes
(Name des Inspektors)

gründlich untersucht und nach bestem Wissen und Gewissen frei von
Schädlingen und Pflanzenkrankheiten befunden worden sind. Ferner wird
bescheinigt, dass diese Pflanzen den Anforderungen der Pflanzenschutzreg-
elungen seines Landes entsprechend
Befunden worden sind _____

Datum der Ausstellung: _____

Art und Menge der Pflanzen: _____

Zahl der Packstücke: _____

Erzeugungsort: _____

Name und Anschrift Absenders: _____

Name und Anschrift des Empfängers: _____

Nummer der Erlaubniskarte: _____

(Unterschrift)



Inspektor für Pflanzen,
Tiere und Pflanzen Inspek-
tion Station

C

Gouvernement du Japon
Service Phytopathologique

No. _____

CERTIFICAT D'INSPECTION DE PLANTES EXPORTÉES

Par le présent certificat, nous attestons que les plantes contenues dans
ces paquets et décrites ci-dessous, ont été soigneusement examinées le _____
(date)
et trouvées indemnes de tout insecte nuisible et de toute maladie des plan-
tes par M. _____, fonctionnaire officiellement préposé au
(Nom de l'inspecteur)
service d'inspection des plantes. De plus, nous certifions que les dites plan-
tes ont été trouvées conformes aux conditions exigées par le règlement con-
cernant le service d'inspection des plantes de votre pays _____

Date de délivrance: _____

Espèces et quantité de plantes: _____

Nombre de paquets: _____

Localité où ces plantes ont été cultivées: _____

Nom et de l'exportateur: _____

Nom et adresse du consignataire: _____

Numero de permission: _____

(Signature)



L'Inspecteur Phytopathologique.
Service de quarantaine des animaux et des
Plantes

第十九号様式

(5)



備考 -----の所には、動植物検疫所(出張所)の名称を記入すること

栽培(生育)地検査合格証明書

第 号 年 月 日 発行

箱のうち 第-----号

生産地(栽培地番号)
種類・品 種
数量及び大きさ
採取者氏名
生産者氏名
宛

-----動植物検疫所(-----出張所)
植物防疫官 氏 名 ⑥

第二十号様式

輸出國産物包装材料検査合格証明書

年 月 日

-----動植物検疫所(-----出張所)

植物防疫官 氏 名 ⑦

下記-----は、輸出國産物の包装材料としての検査に合格したことを証明する。

包 装 材 料 名

数 量

検 査 場 所

申請者の住所氏名

検査又は消毒年月日

貯 蔵 場 所

合

「aufgeföhrt」は「aufgeföhrt」 の、同「三」は「elungen seines La- ndes entsprechend Befunden worden sind——」は「elungen seines Landes entsprechend bef- unden worden sind——」の、同 「〇」は「Empfangers」は「Empfa- ngers」の、同「三」は「für」は「für」の いずれも誤り。 農林省官報報告主任	正 誤	昭和二十五年六月三十日官報号外 (第七十四号)公布農林省令第七十三号 植物防疫法施行規則中三頁上段別表中 六の植物の欄「とうがらし、その他」 は「とうがらしその他」の、五頁上段第三 号様式中表の英文の三行「Stated」 は「stated」の、同段(裏)の英文の三行 「FORESTRY」は「FORESTRY」の、 八頁下段第十四号様式中「容器包装の 種類」及び「輸入国政府の輸入許可年 月日及び番号」の欄は上記の「荷受人 住所氏名」の欄と同じ長さとするはず の、一一頁上段第十八号様式中六行
---	------------	---